

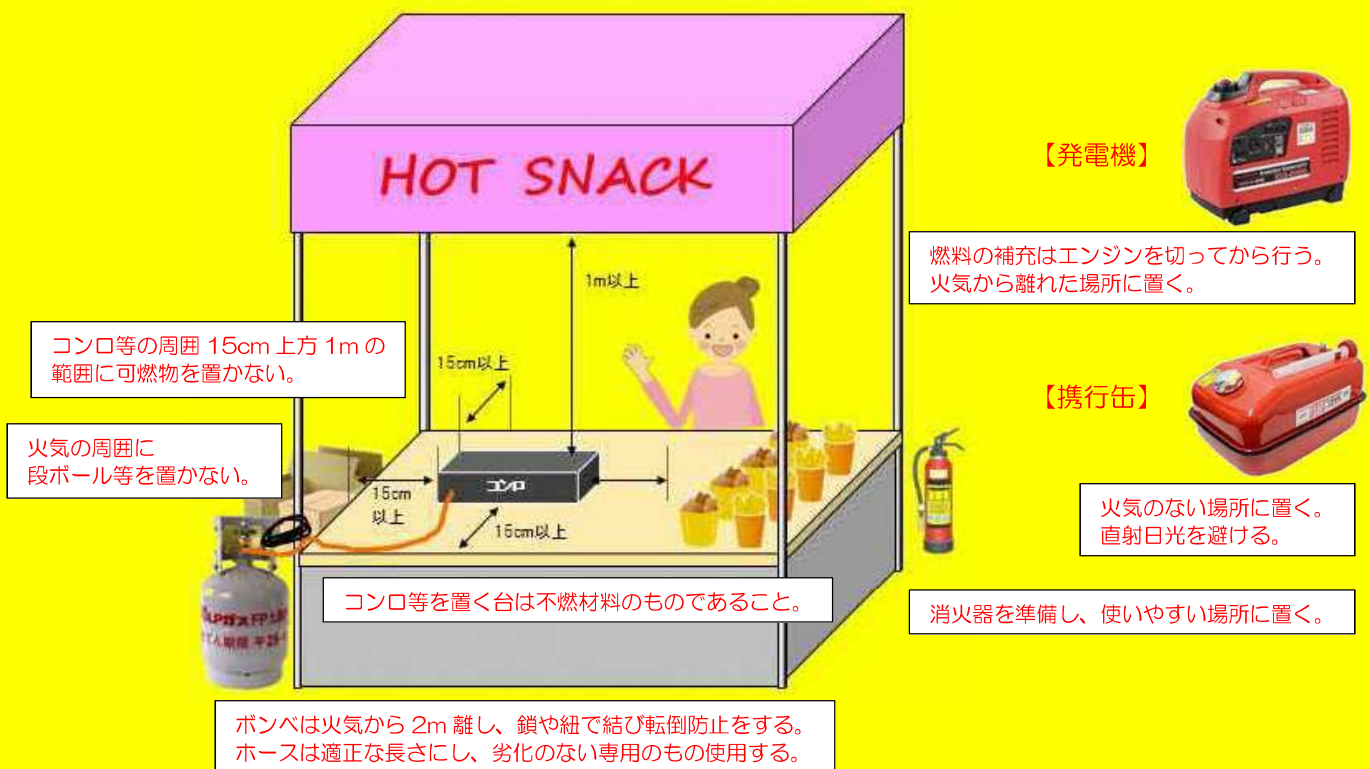
**露店等を開設する場合は
消防機関へ届出等が必要です**

平成 25 年 8 月、京都府福知山市の花火大会において多くの方が死傷する火災が発生しました。

この火災を受け、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設して対象火気器具等※を使用する場合には、「消火器の準備」と「消防機関への届出」が火災予防条例で義務付けられました。

※対象火気器具等	液体燃料を使うもの	・ ・ ・ ・	発電機、石油ストーブ 等
	固体燃料を使うもの	・ ・ ・ ・	七輪、木炭コンロ 等
	気体燃料を使うもの	・ ・ ・ ・	ガスコンロ、カセットコンロ 等
	電気を熱源とするもの	・ ・ ・ ・	ホットプレート 等
	その他火災の発生するおそれのある器具		

火災予防上必要な措置については、下図を参考に安全に努めてください。



事前にチェックしましょう

露店等の設営について

- ☐ 避難経路や防火水槽・消火栓等の消防水利の妨げになる場所には設置していない。
- ☐ 強風等で屋台やテント等が倒壊・飛散しないように固定している。
- ☐ 消火器の準備ができている。

火気使用器具等の取り扱いについて

- ☐ 器具本体に不具合がない。
- ☐ 可燃性のガスや蒸気が溜まりやすい場所で使用していない。
- ☐ 振動や衝撃で容易に転倒や落下しないように置いている。
- ☐ コンロ等の周囲 15cm 以内、上方 1m 以内に可燃物を置いていない。
- ☐ 不燃性（不燃ボード、コンクリートブロック等）の台上で使用している。
- ☐ 使用する燃料に間違いがない。
- ☐ 使用中は器具を移動させない。

発電機・燃料携行缶等の取り扱いについて

- ☐ 器具本体に不具合がない。
- ☐ 発電機への燃料補給は使用開始前に行う。
- ☐ やむを得ず途中で補給する場合は、必ずエンジンを切ってから安全な場所で行う。
- ☐ 予備の燃料は定められた容器に入れ、火気や発電機から十分に離し、直射日光を避けた場所で保管する。
- ☐ 携行缶のキャップを開けた時に燃料が噴き出すことがあるので、火気のない所でガス抜きをしてからキャップを開ける。
- ☐ 給油後は燃料漏れがないことを確認してからエンジンを始動する。

LPG ボンベの取り扱いについて

- ☐ ボンベは、容易に転倒するおそれのない場所に設置し、転倒防止措置をしている。
- ☐ ボンベと火気使用器具等の接続ホースは確実に接続し、ホースバンドで固定している。
- ☐ ボンベに接続するホースの長さは適正で、ひび割れ等の劣化のない専用の物を使用している。
- ☐ ボンベの設置場所は、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置している。

【お問い合わせ先】

松江市消防本部	予防課	0852-32-9121
松江市北消防署		0852-32-9154
松江市南消防署		0852-22-1191